

〔記載要領〕

- 1 国税通則法第63条第1項ただし書を適用しない場合には、文言中のなお書及び(注)の2の不服申立ての教示文を抹消する。
また、「なお、期間()」の空欄には、例えば「増担保の提供に応じなかった 月 日以後の」と記載する。
- 2 「①免除前の金額」欄は、確定した延滞税の総額を記載する。
- 3 「②免除した金額」欄の本書は、免除額を、また、外書には、要徴収額について国税通則法第119条第4項の規定により切り捨てた端数金額をそれぞれ記載する。
- 4 「③免除後の金額」欄は、要徴収額を記載する。
- 5 国税通則法第63条第6項第1号(納付委託の場合の免除)、第2号(租税納付の委託の場合の免除)及び同法施行令第26条の2第1号(交付要求の場合の免除)の規定による免除の場合には、関係の領収済通知書又は領収済報告書に必要事項を記載することにより処理して差し支えない。